南島原市

第4期 障がい者計画 第6期 障がい福祉計画及び 第2期 障がい児福祉計画

概要版



「共生社会」の実現共に過ごすことのできる一時がいのある人もない人も共に生き、



令和3年3月 長崎県 南島原市

1 計画の概要

(1)計画策定の趣旨

国の障がい者施策の動向や、南島原市の障がい者の現状と課題を踏まえ、福祉の分野に限らず、保健、医療、教育、労働、防災など多くの分野が関わりながら、障がい者の福祉の向上に向けた施策を総合的に進めるため、国や県の計画を踏まえて「第4期南島原市障がい者計画」を策定するとともに、「第5期南島原市障がい福祉計画及び第1期南島原市障がい児福祉計画」で定めた目標値やサービス見込量の進捗状況等の分析・評価を行ったうえで、より障がい者等のニーズや地域資源などの現状に即した取り組みや課題を整理・検証し、国の基本指針や近年行われた障害者制度改革を踏まえた「第6期南島原市障がい福祉計画及び第2期南島原市障がい児福祉計画」を一体的に策定しました。

(2)計画の位置づけ

本計画の策定における法的な根拠は以下の通りです。

計画	法的根拠
第4期障がい者計画	障害者基本法第 11 条第3項に基づく市町村障がい者計画 として策定し、障がい者の自立及び社会参加の支援等のため の施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画です。
第6期障がい福祉計画	「障害者総合支援法」第88条第1項の規定に基づく「市町村障がい福祉計画」として、南島原市における障がい福祉サービス、相談支援体制及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関して定める計画です。
第2期障がい児福祉計画	「児童福祉法」第33条の20の規定に基づく「市町村障がい児福祉計画」として、障がい児通所支援及び障がい児相談支援の提供体制の確保と円滑な実施に関して定める計画です。

本計画は、本市のまちづくりの基本指針を定めた第Ⅱ期南島原市総合計画の分野別計画として位置付けられ、地域福祉計画、高齢者福祉計画、子ども・子育て支援事業計画等の関連する計画との整合を図りつつ、障がい者(児)福祉に関する専門的・個別的な領域を受け持つものとなります。

(3)計画期間

第4期障がい者計画に関しては、令和3年度から令和8年度までの6年間、第6期障がい福祉計画、第2期障がい児福祉計画に関しては、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間と定めます。

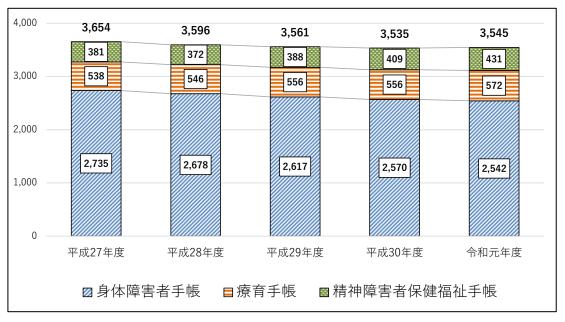
平成 27年 (2015)	平成 28年 (2016)	平成 29年 (2017)	平成 30年 (2018)	令和 元年 (2019)	令和 2年 (2020)	令和 3年 (2021)	令和 4年 (2022)	令和 5年 (2023)	令和 6年 (2024)	令和 7年 (2025)	令和 8年 (2026)
第3期障がい者計画 _{平成27年度~令和2年度} 第4期障がい者計画 _{令和3年度~令和8年度}											
第4期障がい福祉計画 第1期障がい児福祉計画 第1期障がい児福祉計画 平成27年度~平成29年度			第2期障	がい福祉記 がい児福祉 ~ ^{令和5年度}	. —	第3期障	がい福祉記 がい児福祉 ~ ^{令和8年度}	. —			

(4) 各種手帳所持者数の状況

障害者手帳所持者数は、平成 27 年度の 3,654 人から令和元年度の 3,545 人と 109 人(3.0%)減少しています。

手帳種別でみると、身体障害者手帳所持者数は減少し、療育手帳所持者数と精神障害者保健福祉手帳所持者数はおおむね増加しています。

療育手帳所持者数と精神障害者保健福祉手帳所持者数の増加は、障がいへの理解 が進み、手帳を取得する方が増えたことも原因の1つであると考えられます。



(単位:人)



基本理念とは、本計画を推進する上で基軸となるものであり、その実現に向けて 各種施策が展開されることとなります。

近年、障がい者施策に関する制度上の見直しが進み、障がいのある人を取り巻く 環境は大きく変化しつつある中、障がいのある人が社会の対等な構成員として人権 を尊重され、自己選択と自己決定の下に社会活動に参加・参画し、できる限り住み 慣れた地域で自立して暮らすことのできる環境の整備が求められています。

このことを踏まえ、本計画では、基本理念として「障がいのある人もない人も共に生き、共に過ごすことのできる「共生社会」の実現」を掲げ、障がいのある人もない人も対等の権利を持ち、住み慣れた地域でともに生活し、積極的に社会に参加できる南島原市を目指します。

障がいのある人もない人も

共に生き、共に過ごすことのできる「共生社会」の実現

また、基本理念の実現に向けて、以下の3つを基本的方向とし、様々な施策を推進していくこととします

基本的方向1 自立した生活ができるまちづくり

基本的方向2 いきいきと暮らせるまちづくり

基本的方向3 権利が守られたまちづくり

3

南島原市の障がい者に向けた取組

本計画においては、障がい者施策を、どのような立場の人であっても暮らしやすい南島原市となるための「まちづくり」の一環として捉え、3つの基本的方向に基づいて、様々な取り組みを推進します。

基本的方向1 自立した生活ができるまちづくり

障がいのある人のさまざまな状況のなかでの自立を支えるとともに、地域の中で充実した生活が続けられるよう、障がいの特性に応じた生活支援や就労支援、ライフステージに応じた健康づくりやリハビリテーションなどに関する取り組みを推進します。

■具体的な取組内容■

(1) 生活支援

①利用者本位の生活支援体制の充実 ②在宅福祉サービスの充実

③障がい児支援の充実

(2)保健・医療

①保健・医療・リハビリテーションの充実 ②精神保健対策の充実

③障がいの原因となる疾病等の予防・治療

(3) 雇用・就業、経済的自立の支援等

①障がい者雇用の促進 ②障がい者のための総合的な就労支援



基本的方向2 いきいきと暮らせるまちづくり -

障がいの有無によって分け隔てられることなく、誰もが同じ環境で教育を受けることができ、文化芸術活動やスポーツといった社会参加や生きがいづくりが活発に行われるよう、様々な取り組みを推進します。

また、障がいのある人が安全・安心に生活することができるよう、災害等の緊急 時の対策や防犯対策等を推進します。

■具体的な取組内容■

- (1)教育、文化芸術活動・スポーツ等
 - ①インクルーシブ教育システム構築の ための特別支援教育の推進

②文化芸術活動、スポーツ等の振興

- (2) 生活環境
 - ①バリアフリー化・ユニバーサルデザインの推進
- (3)情報アクセシビリティ

①情報収集・提供の充実

②コミュニケーション支援の充実

- (4)安全・安心
 - ①防災対策の推進

②防犯対策の推進と消費者トラブルの防止

基本的方向3 権利が守られたまちづくり

障がいのある人の活動を制限したり、障がいを理由とする差別をなくすとともに、 障がいのある人が特別視されることなく、地域の一員として尊厳を持って生活することができるよう、周知・啓発活動及び権利擁護に関する取り組みを推進します。

■具体的な取組内容■

- (1) 差別の解消及び権利擁護の推進
 - ①障がいを理由とする差別解消の推進

②権利擁護の推進

(2) 行政サービスにおける配慮

①市役所における配慮

②選挙における配慮



4 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

(1)計画の成果目標

国の基本指針及び本市の現状を踏まえ、以下のとおり成果指標を設定し、目標達成に向けた各種事業等の推進を図ります。

1. 施設入所者の地域生活への移行

現状	現状 令和元年度末時点の施設入所者数	
目標	令和5年度末までに地域生活に移行する者の数	5人
	令和5年度末時点の施設入所者数	78人

2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

目標	令和5年度末時点の、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築のための保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	1 箇所
	令和5年度における保健・医療・福祉関係者による協議の場に おける目標設定及び評価の実施回数	1 🛭

3. 地域生活拠点等における機能の充実

	令和5年度末における地域生活支援拠点の箇所数	1 箇所
目標	令和5年度における地域生活支援拠点等の運用状況に係る検	1 🗇
	証・検討の場の開催回数	<u> </u>



4. 福祉生活から一般就労への移行等

現状	令和元	0人	
	目標年	丰度の一般就労の移行者数	3人
	内	就労移行支援事業を通じた一般就労移行者数	1人
	訳	就労継続支援A型を通じた一般就労移行者数	1人
目標	ā八	就労継続支援B型を通じた一般就労移行者数	1人
	, ,	105年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労移 2000万、就労定着支援事業を利用している者の割合	70%
		105年度における就労定着支援事業の就労定着率が 80%以事業所の割合	70%

5. 相談支援体制の充実・強化等

日標	令和5年度末時点における基幹相談支援センター等	有
	の設置による総合的・専門的な相談支援の実施の有無	(現在の体制を維持)

6. 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

	令和 5 年度における、長崎県が実施する障がい福祉サービ ス等に係る研修の参加人数	4人
目標	令和 5 年度における、障害者自立支援審査支払等システム	右
	による審査結果の分析結果を事業所等と共有する体制の有無	有

7. 障がい児通所支援等の地域支援体制の整備

	令和5年度末時点における児童発達支援センターの設置数	1 箇所
	令和5年度末時点における保育所等訪問支援の実施体制	1 箇所
	令和5年度末時点における重症心身障がい児を支援する児 童発達支援事業所の確保数	1 箇所
目標	令和5年度末時点における重症心身障がい児を支援する放 課後等デイサービス事業所の確保数	1 箇所
	令和5年度末時点における医療的ケア児支援のための関係 機関の協議の場の年間開催回数	1 🗆
	令和5年度末時点における医療的ケア児支援のためのコー ディネーターの配置	1人

(2) 障がい福祉サービスの概要

障害者総合支援法に基づいて、本市が提供している障がい福祉サービスの概要は 以下の通りです。

■訪問系サービス

	<u></u>
名 称	内容
口	居宅において、入浴、排泄及び食事等の介護や家事、生活等に関する相談、その他
居宅介護	の生活全般にわたる援助を行うサービスです。
手座計明人業	重度の障がい者に対して、自宅での家事や入浴、排せつ、食事の介護、外出時にお
重度訪問介護	ける移動支援などを総合的に行います。
同公报	視覚障がいにより、移動に著しい困難がある障がい者等の外出時に同行し、視覚的
同行援護	情報の支援(代筆・代読含む)や移動の援護、排せつ・食事等の介護等を行います。
	行動に著しい困難を有する知的障がいや精神障がいのある方が、行動する際の危
行動援護	険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介
	護のほか、行動する際に必要な援助を行います。
重度障害者等	常に介護を必要とする方のなかでも、特に介護の必要度が高い方に対して、居宅介
	護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所等のサービスを包括的
包括支援	に提供します。

■日中活動系サービス

名 称	内 容
	常時介護を必要とする障がい者について、障がい者支援施設等で主として昼間に
生活介護	おいて、入浴、排泄、食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会を提供するサービ
	スです。
自立訓練	身体に障がいのある方または難病を患っている方などに対して、障がい者支援施
(機能訓練)	設、障がい福祉サービス事業所または居宅において、理学療法、作業療法その他の必
(17成月七司川7米)	要なリハビリテーション、生活等に関する相談および助言などの支援を行います。
自立訓練	知的障がいまたは精神障がいのある方に対して、障がい者支援施設、障がい福祉サ
	ービス事業所または居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活
(生活訓練)	を営むために必要な訓練、生活等に関する相談および助言などの支援を行います。
┷┺┷┺	就労を希望する障がい者に、生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に必要な
就労移行支援	知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスです。
就労継続支援	通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に、雇用契約等に基づき就労、生
1,500 (,500)	産活動その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必
A型	要な訓練等の支援を行うサービスです。
就労継続支援	通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障がいのある方に対し、
3,500 (1,000 1500	生産活動などの機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練などを行う
B型	サービスです。
	一般就労した障がい者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業
就労定着支援	や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施す
	るサービスです。

名 称	内 容
	病院において医療的ケアを必要とする障がい者のうち、常に介護を必要とする人
療養介護	に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的
	管理の下における介護及び日常生活上の世話を行います。
	自宅で介護を行っている人が病気などの理由により介護を行うことができない場
短期入所	合に、障がい者に障がい者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入
	浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。

■居住系サービス

名 称	内容		
自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で一人暮らしを希		
	望する者等が一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問		
	や随時の対応により必要な支援を行うサービスです。		
共同生活援助	主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排泄又は食		
(グループホーム)	事の介護その他の日常生活上の援助を行うサービスです。		
施設入所支援	施設に入所する障がい者が、主として夜間において、入浴、排泄、食事の介護、生		
	活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行うサービスです。		

■相談支援サービス

名 称	内 容
計画相談支援	障がい福祉サービス等を利用するためのサービス等利用計画の作成及び見直しを
	するための支援を行うサービスです。
地域移行支援	入所している障がい者又は入院している精神障がい者が地域生活に移行するため
	の相談等の支援を行うサービスです。
地域定着支援	居宅等で単身生活する障がい者が地域生活を継続するための支援を行います。

■障がい児向けサービス

名 称	内 容
児童発達支援	集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がいのある児童について、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び集団生活への 適応訓練等の支援を行うサービスです。
医療型 児童発達支援	上肢、下肢又は体幹の機能の障がいのある児童につき、医療型児童発達支援センター等において、児童発達支援及び治療を行うサービスです。
放課後等 デイサービス	就学している障がいのある児童・生徒について、授業の終了後又は学校の休業日に、施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行うサービスです。
保育所等 訪問支援	障がい児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所等を2週間に1回程度訪問し、障がい児や保育所等のスタッフに対し、障がい児が集団生活に適応するための専門的な支援を行うサービスです。
障害児 相談支援	障がいのある児童について、障がい福祉サービスを利用するため、児童の心身の状況や環境、児童又はその保護者のサービス利用についての意向等に基づいた障害児支援利用計画の作成とサービスの利用状況の検証及び計画の見直し等を行うサービスです。

(3)地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障がい者が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性やサービスを利用する人の状況に応じた柔軟な形態による事業を効果的・効率的に実施することを目的としています。

■必須事業

名称	
理解促進研修・啓発	地域住民に対して、障がい者に対する理解を深めるための研修会や事業所訪
事業	問、イベントなどの啓発活動を行います。
	■
自発的活動支援事業	者やその家族、地域住民等による地域による自発的な取組を支援します。
	障がい者(児)やその保護者、介護者等からの福祉に関する相談に応じ、必
相談支援事業	要な情報の提供及び助言、福祉サービスの利用援助等を行うとともに、障がい
	福祉に係る関係機関が連携を図り、課題解決に向け協議を行います。
	障がい福祉サービスを利用する上で成年後見制度を利用することが有用で
成年後見制度利用支援	あると認められる知的障がい者又は精神障がい者で、補助を受けなければ成年
事業	後見制度の利用が困難である障がい者に対し、成年後見制度の利用費用の補助
	を行い利用を支援することで、障がい者の権利擁護を図る事業です。
成年後見制度法人後見	障がい者の権利擁護を図ることを目的として、成年後見制度における後見等
支援事業	の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、
人]及于木	市民後見人の活用も含めた法人後見活動を支援する事業です。
	聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支
意思疎通支援事業	障がある障がい者等に、手話通訳等の方法により、障がい者とその他の人との
心心外延入放于木	意思疎通を支援する手話通訳者等の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図りま
	す。
日常生活用具給付等	障がい者(児)や難病患者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の
事業	給付又は貸与を行い、日常生活の便宜を図る事業です。
 手話奉仕員養成研修	手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した方
事業	を養成し、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等の自立した日常生活や
子 术	社会生活を営むことができるようにする事業です。
移動支援事業	身体、知的、精神等の障がいにより外出時の移動が困難な人に対し、外出の
リガス以中不	際の移動の支援を行います。
地域活動支援センター	障がい者等が通所し、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の
機能強化事業	提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を
자꾸미 표이제	充実・強化することで、障がい者等の地域生活支援の促進を図る事業です。

■仟意事業

名 称	内 容		
	地域における身体障がい者の生活を支援するため、訪問により居宅において		
訪問入浴サービス事業	入浴サービスを提供し、身体障がい者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等		
	を図ります。		
口中 吐士拉吉米	日中一時的にサービス利用を必要とする人に入浴、排せつ又は食事等の介護		
日中一時支援事業	や日常生活上での支援や創作的活動・生産活動の機会を提供します。		
	住居を求めている障がい者に、低額な料金で居室その他の設備を提供すると		
福祉ホーム事業	ともに、日常生活に必要な相談・助言の支援を行います。		
社会会担 /0/4 市署	手話通訳者・手話奉仕員の養成研修や自動車運転免許の取得や改造に係る費		
社会参加促進事業	用の一部を助成するなど、障がい者への支援により、社会参加を促進します。		



計画の推進に向けて

(1)関係機関との連携強化

障がいのある人や障がいのある子どもに関する施策は、保健・医療・福祉・教育・就労・生活環境等、広範囲にわたっていることから、福祉課をはじめとし、幅広い分野における関係各課との連携を取りながら、総合的かつ効果的な計画の実施を図ります。さらに、幅広い分野における関係機関との連携を強化し、一人ひとりの障がいの特性やライフステージに応じた総合的かつ継続的な支援をすすめます。

(2) 国や県、近隣市町との連携強化

計画の推進にあたっては、今後の制度の改正等も重要となるため、国や県からの情報を収集しながら、制度の改正等の変化を踏まえて施策を展開していきます。さらに、計画を適切に推進し、目標を達成するために、国や県の補助制度等を活用するなど、必要な財源の確保に努めるとともに、適切な利用者負担制度等、障がいのある人に対する施策の一層の充実に向けて国や県への要望を行います。

また、市内で実施のないサービスや入所施設、専門的な知識を要するケース等、 広域的な対応が望ましいものについては、近隣市町との連携や情報交換を行い、適 切な対応に努めます。

> 南島原市第4期障がい者計画・ 第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画 【概要版】

発行: 令和3年3月 企画・編集: 南島原市 福祉保健部 福祉課

〒859-2412 長崎県南島原市南有馬町乙 1023 番地 TEL: 0957-73-6651 F A X: 0957-85-3142